

平成30年度静岡県サービス管理責任者等研修実施要綱

1 研修の目的

本研修は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律における障害福祉サービス事業等及び児童福祉法における障害児通所支援事業等のサービスの質の確保に必要な知識及び技能を有するサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の養成を図ることを目的とします。

2 研修期間及び会場

研修期間は4日間とし、1～2日目は共通講義を、3～4日目は分野別に講義及び演習を行います。

(1) 共通講義【1日目、2日目】

実施日	会場・住所
10月30日(火)	静岡県立大学大講堂 (静岡市駿河区谷田52-1)
10月31日(水)	

(2) 分野別講義・演習【3日目、4日目】

分野	日程	実施日	会場・住所	
介護	3日目	11月8日(木)	もくせい会館富士ホール (静岡市葵区鷹匠3-6-1)	
	4日目	11月9日(金)		
地域生活 (知的・精神)	3日目	11月1日(木)	静岡県総合社会福祉会館 シズウェル703 (静岡市葵区駿府町1-70)	
	4日目	11月2日(金)		
就労	①グループ	3日目		11月13日(火)
		4日目		11月14日(水)
	②グループ	3日目		11月28日(水)
		4日目		11月29日(木)
児童	①グループ	3日目		12月6日(木)
		4日目		12月7日(金)
	②グループ	3日目		12月11日(火)
		4日目		12月12日(水)

※ 本県でこの研修を修了した者が別の分野を受講する場合は、1日目及び2日目の共通講義の受講は免除します。

※ 就労及び児童分野については、受講決定通知書に記載のグループでの受講となります。(グループは変更できませんので御注意ください。)

※ 各会場とも受講生用の駐車場はありませんので、公共交通機関を利用してください。

3 実施主体

静岡県健康福祉部障害者支援局障害者政策課
(委託先) 社会福祉法人あしたか太陽の丘

4 研修計画及び研修内容

別紙1のとおりとします。

5 研修受講対象者

(1) サービス管理責任者研修

指定障害福祉サービス事業所及び指定障害者支援施設においてサービス管理責任者として配置している方及び配置しようとする方で、配置予定時までにサービス管理責任者として必要な実務経験(別紙2参照)を満たす見込みのある方

(2) 児童発達支援管理責任者研修

指定障害児入所施設及び指定障害児通所施設において児童発達支援管理責任者として配置している方及び配置しようとする方で、配置予定時までに児童発達支援管理責任者として必要な実務経験(別紙3参照)を満たす見込みのある方

※ 今年度の相談支援従事者初任者研修を「相談支援事業に従事する者」として申込みをした方は受講できませんので御注意ください。

※ 実務経験について

事業所の指定に先立ち、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の実務経験の確認が必要な場合は、各指定機関(県福祉指導課又は政令市担当課)へ御確認ください。

事業所の所在地	実務経験に関する問い合わせ先(指定機関)
静岡市	静岡市障害福祉課・・・・・・・・・・054-221-1098
浜松市	浜松市障害保健福祉課・・・・・・・・・・053-457-2860
上記以外の県内	県福祉指導課・・・・・・・・・・054-221-3772

6 受講定員

600人程度

7 受講申込み方法及び注意事項

申込み準備	「静岡県電子申請システム」の利用者登録用メールアドレスを御準備ください（研修申込み受付メール及び受講決定通知等は、そのアドレス宛てに送信します）
申込み手順	<p>①静岡県電子申請システムのホームページへアクセス https://s-kantan.jp/pref-shizuoka-u/</p> <p>②検索メニューの手続き名「サービス管理責任者等研修」で検索</p> <p>③利用者登録を行い、パスワードを発行 （過去に利用者登録を行っている場合は手続き不要です。今年度の相談支援従事者初任者研修等の申込み時に登録を行った方は、同じID・パスワードが使えます。）</p> <p>④利用者ID（メールアドレス）・パスワードによりログイン</p> <p>⑤必要事項を入力し、入力内容をよく確認の上、申請</p> <p>⑥登録メールアドレスに研修申込み受付メールが到着すれば受付完了</p>
申込み期限	平成30年8月31日（金）17時 ※期限後は一切申請入力できません

【注意事項】

- ① 申込みは、法人（又は市町）ごと行ってください（事業所単位の申込みは無効）。
- ② 県外の事業所に配置される予定の方については、本研修を受講できません。
- ③ 1事業所あたりの申込み数は、原則1人かつ2分野までとします。また、同一法人内で複数人の申込みをする場合には、受講優先順位の高い方から申込みを行うとともに、備考欄へ優先順位を記載してください。
- ④ 受講に際し、配慮（車椅子使用、介助者が付添う等）が必要な場合は、申込みフォームに入力してください。
- ⑤ 申込み後、半日程度経過しても研修申込み受付メールが届かない場合は、申込みが完了していないおそれがあるため、申込み期限までに必ず県障害者政策課（電話番号054-221-3599）まで確認をしてください。
- ⑥ 申込み期限までに申込み手続きを行わなかった場合、申込み内容に不備があった場合には、受講者として決定しません。
- ⑦ 受講修了者氏名や所属事業所等の情報は、申込み内容に基づく事業所等への配置状況の把握等のため、県から政令市へ提供します。
- ⑧ 分野別講義及び演習については、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として配置（予定を含む。）される事業所が指定を受けた（又は受ける予定の）障害福祉サービス等の種類により、次表に定める分野の研修を受講してください。（受講決定後は受講分野を変更できませんのでよく御確認ください）

分 野	障害福祉サービス等の種類
介護	療養介護、生活介護
地域生活（知的・精神）	自立訓練（生活訓練）、自立生活援助、共同生活援助
就労	就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援
児童	障害児入所支援、障害児通所支援

※地域生活（身体）は隔年実施のため、今年度は実施しません

8 受講者の決定・通知

静岡県障害者政策課長が実務経験年数や法人ごとの申込み者数、配置予定時期等を勘案し、選考の上決定して、各法人の長宛てに受講（可否）通知書をメール送付します。（9月末頃に、申込み時に登録したアドレス宛て送付します。郵送は行いません。）

なお、やむを得ない事情により受講者の入替を希望する場合は、平成30年10月5日（金）までに県障害者政策課（電話番号054-221-3599）へ御相談ください。（10月6日以降の入替希望には応じられません。また、受講分野の変更は期限内であっても応じられません。）

9 事前課題

事前課題を課す分野があるので留意してください。該当分野及び事前課題の内容等については、受講決定通知時に併せてお知らせします。

10 受講費用

受講費用として研修参加費10,000円とテキスト代4,000円（共通講義2,000円、分野別2,000円）を徴収します。複数分野を受講する際は、1分野につき研修参加費10,000円とテキスト代2,000円を追加徴収します。

なお、受講費用は、いかなる理由があっても返金しません。（研修カリキュラムを全部又は一部受講できなかった場合にあっては受講費用は返金しません）。

また、研修会場への旅費、滞在費等は、受講者負担とします。

① 研修参加費：10,000円（1分野あたり）

- ・ 研修申込み時に記載した法人所在地へ納入通知書を送付しますので、納入通知書に記載の納期限までに納付してください。
- ・ 研修初日の受付時に領収書のコピーを回収するので持参してください。

② テキスト代：共通講義2,000円、分野別2,000円

- ・ 各々の研修初日に受付にて現金で徴収します。

11 修了証

研修の全課程を修了した方に、静岡県知事の修了証を授与します。

なお、以下のいずれかに該当する場合は、修了証の交付は行いません。

- ① 講義に遅れた場合（公的交通機関の遅延証明書を持参した場合を除く。）
- ② 欠講・早退・離席等により、全て又は一部のカリキュラムを受講できなかった場合
- ③ 私語・居眠り・スマートフォンの操作等、受講態度がふさわしくない場合
- ④ （事前課題を課す分野を受講する場合）事前課題について所定の期限までに提出がなかった場合、又は、その内容に著しい不備が認められた場合

問い合わせ先

- ・ 社会福祉法人あしたか太陽の丘 研修センター 担当 永井、坂井
- ・ 電話番号 055-923-7850（代）（受付時間：平日9:00～17:00）
- ・ URL <http://www.a-taiyou.jp/>

※受講申込み入力フォーム（県電子申請システム）については、
県障害者政策課（電話番号054-221-3599）へお問い合わせください。

平成 30 年度サービス管理責任者等研修カリキュラム

日	時 間	研 修 内 容
1 日目 (10/30)	13:30 ~ 13:50	開講式・オリエンテーション
	13:50 ~ 15:40	講義 障害者総合支援法とサービス管理責任者・児童福祉法と 児童発達支援管理責任者の役割
	16:00 ~ 17:00	講義 支援提供及びサービス提供のプロセスと管理①
2 日目 (10/31)	13:30 ~ 14:30	講義 サービス提供のプロセスと管理①
	14:50 ~ 15:50	講義 支援提供及びサービス提供のプロセスと管理②
	16:10 ~ 17:10	講義 サービス提供のプロセスと管理②
3 日目	9:30 ~ 12:30	分野別講義 分野別のアセスメント及びモニタリングの実際
	13:30 ~ 17:30	演習 サービス提供プロセスの管理の実際：事例研究① (アセスメント編)
4 日目	9:30 ~ 12:30	演習 サービス提供プロセスの管理の実際：事例研究② (個別支援計画編)
	13:30 ~ 16:30	演習 サービス内容のチェックとマネジメントの実際：事例研究③
	16:30 ~ 16:40	閉講式

※日程の時間割については、変更することがあります。

サービス管理責任者の要件となる実務経験等

◆ サービス管理責任者の要件となる実務経験者

- ① 第 1 及び第 2 の期間が通算して 5 年以上である者
- ② 第 3 の期間が通算して 10 年以上である者
- ③ 第 1 から第 3 までの期間が通算して 3 年以上かつ第 4 の期間が通算して 3 年以上である者

◆ 実務経験となる業務

- 第 1 イからへに掲げる者が、相談支援の業務（身体上若しくは精神上の障害があることに又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務）その他これに準ずる業務に従事した期間
- イ 地域生活支援事業、障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業、その他これらに準ずる事業の従事者
 - ロ 児童相談所、身体障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、知的障害者更生相談所、福祉事務所、発達障害者支援センター、その他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者
 - ハ 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、地域包括支援センター、その他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者
 - ニ 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、その他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者
 - ホ 特別支援学校、その他これらに準ずる機関の従業者又はこれに準ずる者
 - へ 病院若しくは診療所の従業者又はこれに準ずる者（社会福祉法第 19 条第 1 項各号のいずれかに該当する者、相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により必要な知識及び技術を修得したと認められる者（訪問介護員 2 級以上に相当する研修を修了した者）、第 4 に掲げる資格を有する者、

イからホに掲げる従事者及び従業者の期間が1年以上の者に該当する者)

第2 イからホに掲げる者であって、社会福祉主事任用資格者等^{※1}が、直接支援の業務（身体上又は精神上的の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務）に従事した期間

イ 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床、その他これらに準ずる施設の従業者

ロ 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護等事業、その他これらに準ずる事業の従事者

ハ 病院、診療所、薬局、訪問看護事業所、その他これらに準ずる施設の従業者

ニ 特例子会社、助成金受給事業所、その他これらに準ずる施設の従業者

ホ 特別支援学校、その他これらに準ずる機関の従業者又はこれに準ずる者

第3 第2のイからホに掲げる者であって、社会福祉主事任用資格者等^{※1}でない者が、直接支援の業務に従事した期間

第4 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士を含む。)又は精神保健福祉士が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間

※1 社会福祉主事任用資格者等

社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者、相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により必要な知識及び技術を修得したと認められる者（訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者）、保育士、児童指導員任用資格、精神障害者社会復帰指導員任用資格者

児童発達支援管理責任者の要件となる実務経験等

◆ 児童発達支援管理責任者の要件となる実務経験者

- ① 第1及び第2の通算期間が5年以上 かつ 当該期間から第3の通算期間を除いた期間が3年以上である者
- ② 第4の通算期間が10年以上 かつ 当該期間から第5の通算期間を除いた期間が3年以上である者
- ③ 第1、第2及び第4の通算期間から第3及び第5の通算期間を除いた期間が3年以上 かつ 第6の通算期間が5年以上である者

◆ 実務経験となる業務

第1 イからへに掲げる者が、相談支援の業務（身体上若しくは精神上の障害があることに又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者又は児童の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務）その他これに準ずる業務に従事した期間

イ 地域生活支援事業、障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業、その他これらに準ずる事業の従事者

ロ 児童相談所、児童家庭支援センター、身体障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、知的障害者更生相談所、福祉事務所、発達障害者支援センター、その他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者

ハ 障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、地域包括支援センター、その他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者

ニ 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、その他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者

ホ 学校、その他これらに準ずる機関の従業者又はこれに準ずる者

へ 病院若しくは診療所の従業者又はこれに準ずる者（社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者、相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により必要な知識及び技術を修得したと認められる者（訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者）、第4に掲げる資格を有する者、イからホに掲げる従事者及び従業者の期間が1年以上の者に該当する者）

第2 イからホに掲げる者であって、社会福祉主事任用資格者等^{*1}が、直接支援の業務（身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者又は児童につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務）に従事した期間

イ 障害児入所施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童家庭支援センター、児童養護施設、

児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床、その他これらに準ずる施設の従業者

ロ 障害児通所支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病時保育事業、子育て援助活動支援事業、障害福祉サービス事業、老人居宅介護等事業、その他これらに準ずる事業の従事者

ハ 病院、診療所、薬局、訪問看護事業所、その他これらに準ずる施設の従業者

ニ 特例子会社、助成金受給事業所、その他これらに準ずる施設の従業者

ホ 学校、その他これらに準ずる機関の従業者又はこれに準ずる者

第3 A・Bを合算した期間

A 老人福祉施設、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、地域包括支援センター、その他これらに準ずる施設の従業者又はこれらに準ずる者が、相談支援の業務その他これらに準ずる業務に従事した期間

B 老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床関係病室、その他これらに準ずる施設の従業者、老人居宅介護等事業、その他これらに準ずる事業の従事者又は特例子会社、助成金受給事業所その他これに準ずる施設の従業者であって、社会福祉主事任用資格者等^{※1}である者が、直接支援の業務に従事した期間

第4 第2のイからホに掲げる者であって、社会福祉主事任用資格者等^{※1}でない者が、直接支援の業務に従事した期間

第5 老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床関係病室、その他これらに準ずる施設の従業者、老人居宅介護等事業、その他これらに準ずる事業の従事者又は特例子会社、助成金受給事業所その他これに準ずる施設の従業者であって、社会福祉主事任用資格者等^{※1}でない者が、直接支援の業務に従事した期間

第6 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士を含む。)又は精神保健福祉士が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間

※1 社会福祉主事任用資格者等

社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者、相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により必要な知識及び技術を修得したと認められる者(訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者)、保育士、児童指導員任用資格、精神障害者社会復帰指導員任用資格者